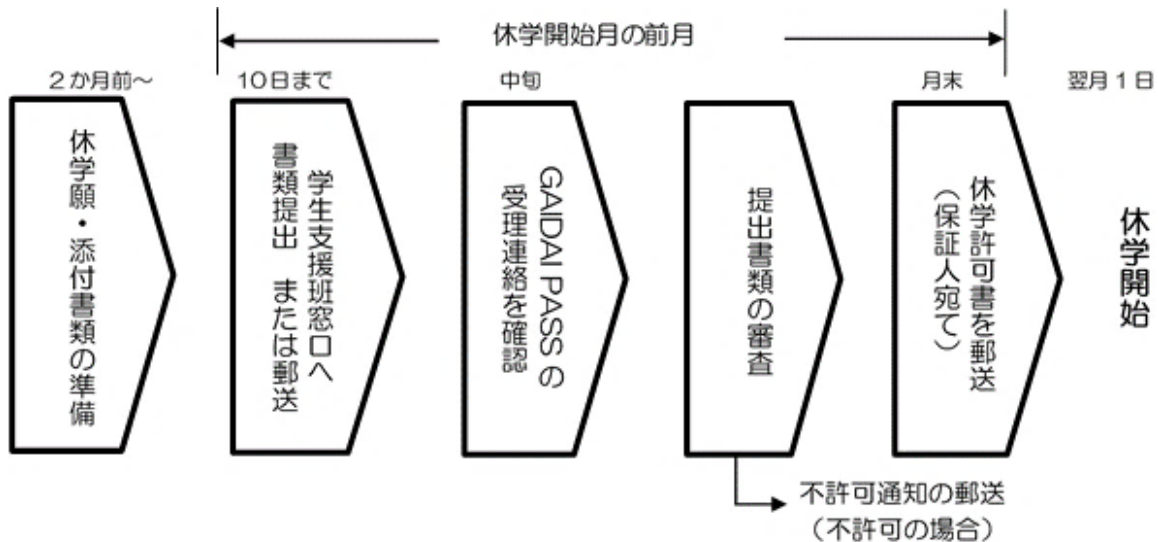


休学願の提出について

学則第 38 条に基づき休学を希望する者は、以下の注意事項をよく読み、所定の手続きを行ってください。内容の審査があること、および不許可の場合もあることにご注意ください。

記

1. 手続きの流れ



2. 休学願の提出

(1) 提出書類

休学事由により添付書類が異なります。

※後期から休学する学生は、前期時点での成績を復学後まで保管するために、教務入試班へ「成績通算申請書」を提出してください。(メール提出可)

前年度後期から休学中で、引き続き休学を希望する学生も、保管期間を延長するため、再度提出してください。

<海外渡航の場合>

- ① 休学願 (休学理由の欄に詳しく記入してください。次ページの「記入上の注意」を参照すること。)
- ② 休学を伴う海外渡航に関する届出情報
- ③ 休学願にかかる同意書
- ④ 受入先の入学許可書・受入許可書・契約書等のコピーとその訳文 (英語以外の言語で記載の場合)
- ⑤ 海外旅行保険の証書コピー
- ⑥ 授業料納付の領収書コピー
- ⑦ 奨学金受給者は異動願 (休止の手続き)

<病気・体調不良の場合>

- ① 休学願
- ② 医師の診断書
- ③ 授業料納付の領収書コピー
- ④ 奨学金受給者は異動願 (休止の手続き)

<その他：進路熟考・経済的事情・家庭の事情などの場合>

- ① 休学願（休学理由の欄に詳しく記入してください。「一身上の理由」などは不可。）
- ② 授業料納付の領収書コピー
- ③ 奨学金受給者は異動願（休止の手続き）

(2) 提出期限

原則として、休学開始希望月の前月 10 日（10 日が土日祝の場合は翌平日）までに提出してください。

例) 前期（4月～9月）から休学の場合：3月10日締切

後期（10月～3月）から休学の場合：9月10日締切

※休学開始希望月の2か月前から提出を受け付けます。ただし、4月・10月からの休学に限り、2か月以上前から受付を開始します。受付開始時はGAIDAIPASSで連絡します。

※提出内容に不備があると受付できませんので、余裕をもって提出してください。

(3) 休学期間について

休学は3ヶ月以上12ヶ月以内で申請してください。在籍中に通算36ヶ月間まで休学可能です。連続して24ヶ月までは、期間の更新（延長）が可能です。その場合は、休学期間が終了する月の10日までに、学生支援班へ休学願を再度提出してください。24ヶ月を超えて休学の継続を希望する場合は、一旦復学が必要です。

(4) 休学願の記入上の注意

- ①訂正する際は、訂正箇所に黒ボールペンで二重線を引いてください。
- ②保証人欄は、必ず大学に登録されている保証人が署名してください。
- ③本人住所・保証人住所欄は、大学に登録している住所を記入してください。
- ④休学期間については、前期初めより1年間休学の場合「4月1日～3月末日」、後期より1年間休学の場合「10月1日～9月末日」と記入して下さい。年月日の記入間違いに注意してください。
- ⑤休学理由が海外渡航の場合で留学する学生は、休学理由欄に国名と学校名、私費・公費（国費等）の別も記入してください。

(5) 休学願の内容審査

提出された休学願については、内容審査を行います。

「海外渡航」の場合は、外務省の海外安全ホームページに掲載されている「危険情報」および「感染症危険情報」などにに基づき、渡航先における本人の安全確保の確認（政情不安、テロ発生、感染症拡大などの危険性がないこと）が許可の条件となります。

渡航先が渡航情報（危険情報）において、レベル2（不要不急の渡航中止）の場合は渡航の必要性・安全対策の十分さなどの観点で慎重な審査を行い、レベル3（渡航中止勧告）・レベル4（退避勧告）の場合は休学願を不許可とすることとなります。また休学許可後、海外渡航中に現地の危険度が高まった場合、休学許可を取り消す場合もあります。

事前に渡航先の安全状況について十分なチェックを行うとともに、予約等（留学を希望する大学の入学申込み、旅行の契約手続きなどにかかるもの）についても慎重に考慮することを勧めます。

3. 復学について

休学期間が終了すれば、自動的に復学となります。復学願の提出の必要はありません。ただし、休学期間途中での復学の際には、復学の手続きが必要です。復学を希望する月の前月10日までに復学願を提出してください。

例) 4月から復学希望の場合：3月10日締切

10月から復学希望の場合：9月10日締切

4. 授業料について

休学開始月の前月までの授業料を納付してください。総務グループ 財務班で振込用紙を受け取り、金融機関で納付した領収書のコピーを休学願に添付してください。既に振込済みで授業料の超過分が発生する場合は、超過分を還付します（本人もしくは保証人名義の口座に振込）。

なお、休学期間中の授業料は免除されます。

5. 海外での安全確認と「たびレジ」及び「在留届」への登録について（外務省）

海外においては、外務省の海外安全ホームページに掲載されている「危険情報」および「感染症危険情報」などにより、滞在する国の安全状況（政情不安、テロ発生、感染症拡大など）を常に確認してください。状況の悪化に応じて、適切な行動（渡航の中止や帰国）も必要となることを覚悟してください。

3ヶ月以上の予定で海外に滞在する場合は、外務省の「在留届電子届出システム（ORRnet）」サイトから在留届を提出してください。「在留届」用紙による提出（持参、FAX、郵送）も可能です。帰国後は、「帰国届」も忘れずに提出してください。また、3ヶ月未満の予定で海外に滞在する場合も、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

6. 「休学を伴う海外渡航に関する届出情報」の提出及び海外旅行保険の加入について

休学理由が「海外渡航」の学生は、「休学を伴う海外渡航に関する届出情報」を提出してください。休学願提出時に渡航内容が決まっていない場合は、渡航前に再度必ず提出してください。休学中であっても、届出内容に変更が生じた場合はその都度メール（gakusei@office.kobe-cufs.ac.jp）もしくはその他書面にて速やかに大学に連絡してください。また、現地で怪我や病気になった時に安心して治療が受けられるよう、そしてご家族のためにも、治療及び救援費用に対する保障が無制限の海外旅行保険に必ず加入してください。

休学理由が海外渡航の場合は、休学願提出前に必ず「神戸市外国語大学の海外渡航における危機管理」を確認してください。

【神戸市外国語大学の渡航における危機管理】

<https://www.kobe-cufs.ac.jp/campuslife/procedure/procedures.html>

<参 考：学 則>

（休学）

第38条 疾病・事故又は留学等により3箇月以上修学することができない者は、保証人と連署を持って、1年以内の休学を願い出ることができる。

2 前項の規定による許可を受けた者で、特別の事由があるものは、引き続き更に、1年以内の休学を願い出ることができる。

3 疾病による休学のときは、願書に医師の診断書を添えなければならない。

第40条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

（復学）

第41条 休学の事由がなくなったときは、審議の上、復学を許可する。

（転学）

第43条 他の大学等へ入学または転学する者は、本学を退学しなければならない。

（在学年限）

第21条 在学期間は、7年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第24条の規定により第2年次に編入学した者の在学期間は6年を超えることはできない。また、第3年次に編入学した者の在学期間は5年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、第42条の規定により相当学年に転部したものについても前項に準ずるものとする。なお、第1年次に転部した者の在学期間は第1項のとおりとする。

4 前3項の在学期間に、休学の期間は算入しない。